大阪府は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、以下の指定障害児通 所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

- 1 指定の全部効力の停止対象事業者
- (1) 法 人 名 株式会社ONE-HATTAN
- (2) 代表 者代表取締役 仲武志
- (3) 所 在 地 大阪府吹田市江坂町二丁目11番14号
- 2 事業所名及び所在地
- (1) 事業所名 放課後等デイサービス サンティパープ江坂教室
- (2) 所 在 地 大阪府吹田市江坂町二丁目11番14号エレガンスビル1階
- (3) サービス種別 児童発達支援、放課後等デイサービス
- 3 処分年月日令和元年9月20日
- 4 処分の内容

指定の全部効力の停止 令和元年9月21日から3か月間

5 処分の理由

不正請求

法人代表は、児童発達支援管理責任者が配置できていないにもかかわらず、障害児童通 所給付費を不正に請求し、受領していたことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号に該当するため。